入札の公告

次のとおり一般競争入札(以下「入札」という。)を実施する。

平成28年9月30日

一般社団法人北海道軽種馬振興公社 理事長 三 輪 茂

- 1 入札に付する事項
 - (1) 工事名称 門別競馬場外走路改修工事
 - (2) 工事場所 北海道沙流郡日高町富川駒丘76-1
 - (3) 工事期間 契約締結日の翌日から平成29年3月31日まで
 - (4) 工事概要 入札説明書による
- 2 入札に参加する者に必要な資格

入札に参加する者は、北海道の競争入札参加資格者名簿に記載されている単体企業であって、(1) の要件をすべて満たしていること。

- (1) 単体企業の主な要件
 - ア 発注工事に対応する平成 27 年北海道告示第 5 号、又は平成 28 年北海道告示第 14 号に規定する一般土木工事の資格及び建設業法(昭和 24 年法律第 100 号)における建設工事の種類ごとに定める許可を有すること。
 - イ 北海道の競争入札参加資格者指名停止事務処理要領の規定に基づく指名停止を受けていな い者であること。
 - ウ 競争入札参加除外措置要領の規定による競争入札等から入札参加を除外されていない者であること。
 - エ 北海道における一般土木工事の入札参加資格がA等級に格付けされていること。
 - オ 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始決定後の北海道競争入札参加資格の再審査結果を有していること。
 - カ 建設業法第3条第1項第2号に規定する特定建設業者であること。
 - キ 胆振総合振興局・日高振興局管内に本店、支店又は営業所(建設業法施行令第1条の規定による営業所)を有する者であること。
 - ク 過去15年間(平成13年度以降)に本工事と同種で、かつ、おおむね同規模と認められる 工事を元請として施工した実績を有する者であること。
 - ケ 監理技術者又は主任技術者の資格を有する者を工事に専任で配置できること。
 - コ 現場代理人を工事現場に専任で配置できること。
 - サ 本工事に係る設計業務等の受託者ではないこと、又は当該受託者と資本関係若しくは人的 関係がないこと。
 - シ 入札に参加しようとする者の間に、資本関係又は人的関係がないこと。(資本関係又は人的関係のある者の全員が共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く。)
- 3 入札説明書等の交付に関する事項

入札説明書及び制限付一般競争入札参加資格審査申請書用紙は次のとおり交付する。

- (1) 交付期間 平成28年9月30日(金)から平成28年10月9日(日)まで(土曜日を除く。) の毎日午前9時から午後5時まで
- (2) 交付方法 直接交付又は北海道競馬のホームページからダウンロードすることができる。

(<u>ダウンロ</u>ードはこちらから)

送付又はファクシミリでは行わない。

- (3) 交付場所 沙流郡日高町富川駒丘76-1 門別競馬場内 一般社団法人北海道軽種馬振興公社 競走関連部
- 4 入札参加資格審査申請書等の提出期間等

入札参加希望者は、制限付一般競争入札参加資格審査申請書に関係書類を添付して提出しなければならない。

(1)提出期間 平成28年9月30日(金)から平成28年10月9日(日)まで(土曜日を除

く。) の毎日午前9時から午後5時まで

(2)提出場所 沙流郡日高町富川駒丘76-1 門別競馬場内

一般社団法人北海道軽種馬振興公社 競走関連部

電話番号 01456 - 2 - 3564

(3) 提出方法 持参することとし、送付又はファクシミリによるものは受け付けない。

5 予定価格等

- (1) 予定価格 事後公表とする。
- (2) 最低制限価格 設定していない。
- (3) 入札の執行回数は原則2回までとする。
- (4) 初度の入札執行時に工事費内訳書(以下「内訳書」という。)の提出を求めることがあるので、内 訳書をあらかじめ作成の上、持参すること。

なお、内訳書の提出を求めた入札において、内訳書の提出がない場合又は内訳書に不備等がある場合は、当該入札は無効になるので注意すること。

6 その他

- (1) 詳細は、入札説明書による。
- (2) この入札は、公開する。
- (3) その他不明な点は、一般社団法人北海道軽種馬振興公社 競走関連部 (電話 01456-2-3564) に照会すること。

入札説明書

この入札説明書は平成28年9月30日に公告した一般競争入札(以下「入札」という。)に関する説明書である。

この入札を次のとおり実施する。

- 1 契約担当者等
 - 一般社団法人北海道軽種馬振興公社 理事長 三 輪 茂
- 2 入札に付する事項
 - (1) 工事名称 門別競馬場外走路改修工事
 - (2) 工事場所 北海道沙流郡日高町富川駒丘76-1
 - (3) 工事期間 契約締結日の翌日から平成29年3月31日まで
 - (4) 工事概要 撤去工事(既設砂、硬化層) 表層工事(上層路盤整正転圧、新砂敷工)
- 3 入札に参加する者に必要な資格

入札参加希望者は、北海道の競争入札参加資格者名簿に記載されている単体企業であって、(1)の 要件をすべて満たしていること。

- (1) 単体企業の主な要件
 - ア 発注工事に対応する平成 27 年北海道告示第 5 号、又は平成 28 年北海道公示第 14 号に規定 する一般土木工事の資格及び建設業法(昭和 24 年法律第 100 号)における建設工事の種類ご とに定める許可を有すること。
 - イ 北海道の競争入札参加資格者指名停止事務処理要領の規定に基づく指名停止を受けていない者であること。
 - ウ 競争入札参加除外措置要領の規定による競争入札等から入札参加を除外されていない者であること。
 - エ 北海道における一般土木工事の入札参加資格がA等級に格付けされていること。
 - オ 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始決定後の北海道競争入札参加資格の再審査結果を有していること。
 - カ 建設業法第3条第1項第2号に規定する特定建設業者であること。
 - キ 胆振総合振興局・日高振興局管内に本店、支店又は営業所(建設業法施行令第1条の規定による営業所)を有する者であること。
 - ク 過去15年間(平成13年度以降)に本工事と同種で、かつ、おおむね同規模と認められる 工事を元請として施工した実績を有する者であること。

なお、共同企業体として施工した実績は、当該共同企業体の構成員としての出資比率が 20 パーセント以上の場合のものに限るものとする。

- ケ 建設業法第26条に規定する監理技術者又は国家資格を有する主任技術者若しくはこれと 同等以上の資格を有し、入札参加資格審査申請書等の提出日以前に3ヶ月以上の雇用関係に ある者を工事に専任で配置できること。ただし、合併又は事業譲渡等があった場合は、この 限りではない。
- コ 現場代理人を工事現場に専任で配置できること。
- サ 本工事に係る設計業務等の受託者ではないこと、又は当該受託者と資本関係若しくは人的 関係がないこと。
- シ 入札に参加しようとする者の間に、資本関係又は人的関係がないこと。(資本関係又は人的 関係のある者の全員が共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く。)

なお、サ及びシにおける資本関係及び人的関係とは、次に掲げるものをいう。

また、当該関係がある場合に、辞退する者を決めることを目的に当事者間で連絡を取ることは、建設工事競争入札心得第4条第2項に該当しない。

(ア) 資本関係

次のいずれかに該当する二者の場合。ただし、子会社(会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成 17 年法律第 87 号)による改正前の商法(明治 32 年法律第 48 号。以下「旧商法」という。)第 211 条の 2 第 1 項及び第 3 項の規定による子会社をいう。以下同じ。)又

は子会社の一方が会社更生法第2条第7項に規定する更生会社又は民事再生法第2条第4号 に規定する再生手続が存続中の会社(以下「更生会社等」という。)である場合を除く。

- a 親会社(旧商法第211条の2第1項及び第3の規定による親会社をいう。以下同じ。)と子会社の関係にある場合。
- b 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合。
- (イ) 人的関係

次のいずれかに該当する二者の場合。ただし、a については、会社の一方が更生会社等である場合を除く。

- a 一方の会社の代表権を有する取締役(代表取締役)、取締役(社外取締役及び委員会 設置会社(会社法(平成17年法律第86号)第2条第1項第12号に規定する委員会設置会 社をいう。)の取締役を除く。)及び委員会設置会社における執行役又は代表執行役(以下「取 締役」という。)が、他方の会社の取締役を兼ねている場合。
- b 一方の会社の取締役が、他方の会社の会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第 2項の規定により選任された管財人を兼ねている場合。
- (ウ) その他入札の適正さが阻害されると認められる場合

上記(ア)又は(イ)と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合。

4 入札の参加資格審査申請

(1)申請書等

入札参加希望者は、制限付一般競争入札参加資格審査申請書(別記第1号様式)に次の書類を添付して提出しなければならない。

- ア 類似工事施工実績調書(別記第2号様式)
- イ 類似工事施工実績を証明する書面(別記第3号様式)又はこれに代わる書面(契約書の写し) 並びに共同企業体協定書及び附属協定書の写し
- ウ 特定関係調書(別記第5号様式)(当該調書提出後、入札書提出時までの間において、新たな 資本関係又は人的関係が生じた場合は、その都度提出すること。)
- エ その他理事長が必要と認める書類
- (2) 提出期間

平成28年9月30日(金)から平成28年10月9日(日)まで(土曜日を除く。)毎日午前9時から午後5時まで

(3)提出場所

沙流郡日高町富川駒丘76-1 門別競馬場内

一般社団法人北海道軽種馬振興公社 競走関連部

電話番号 01456 - 2 - 3564

(4)提出方法

持参することとし、送付又はファクシミリによるものは受け付けない。

- (5) その他
 - ア 資料の作成に要する経費は、入札参加希望者の負担とする。
 - イ 提出された資料は、返却しない。
 - ウ 提出された資料は、無断で他に使用しない。
- 5 入札参加資格の審査

この入札は、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「政令」という。)第167条の5の2に規定する制限付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者が3に掲げる資格を有するかどうかの審査を行い、その結果を平成28年10月10日(月)までに書面により通知する。

- 6 入札参加資格がないと認められた者に対する理由の説明
- (1)入札参加資格がないと認められた者(以下「非資格者」という。)は、当該通知をした後、書面により入札参加資格がないと認められた理由について説明を求めることができる。

なお、書面の提出先は次のとおりとする。

沙流郡日高町富川駒丘76-1 門別競馬場内

- 一般社団法人北海道軽種馬振興公社 競走関連部
- (2) 理由の説明は、書面により回答する。

7 契約条項を示す場所

沙流郡日高町富川駒丘76-1 門別競馬場内

- 一般社団法人北海道軽種馬振興公社 競走関連部
- 8 入札執行の場所及び日時
 - (1) 入札場所 沙流郡日高町富川駒丘76-1 門別競馬場内 事務所会議室
 - (2) 入札日時 平成28年10月11日(火)午前10時
- 9 郵便等による入札
 - (1)郵便等による入札は認めない。
 - (2) 電報による入札は認めない。
- 10 入札書記載金額

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札参加者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

11 消費税等課税事業者等の申出

落札者となった者は、落札決定後速やかに消費税等の課税事業者であるか免税事業者であるかを申し出ること。

- 12 入札保証金及び契約保証金
 - (1) 入札保証金 免除する。
 - (2) 契約保証金 免除する。
- 13 図面、仕様書等(以下「設計図書等」という。)の閲覧等
 - (1) 入札参加希望者は、設計図書等を閲覧することができるほか、閲覧期間中、設計図書等を複写することができる。
 - ア 閲覧期間 平成28年9月30日(金)から平成28年10月9日(日)まで(土曜日を除く。) の毎日午前9時から午後5時まで
 - イ 閲覧場所 沙流郡日高町富川駒丘76-1 門別競馬場内
 - 一般社団法人北海道軽種馬振興公社 競走関連部
 - (2) 設計図書等に関する質問は、書面によるものとし、持参又は送付により提出すること。
 - ア 受付期間 平成28年9月30日(金)から平成28年10月9日(日)まで(土曜日を除く。) の毎日午前9時から午後5時まで
 - イ 受付場所 沙流郡日高町富川駒丘76-1 門別競馬場内
 - 一般社団法人北海道軽種馬振興公社 競走関連部
 - (3) 質問に対する回答は、書面によるものとし、次のとおり閲覧に供する。
 - ア 閲覧期間 平成28年9月30日(金)から平成28年10月9日(日)まで(土曜日を除く。) の毎日午前9時から午後5時まで
 - イ 閲覧場所 沙流郡日高町富川駒丘76-1 門別競馬場内
 - 一般社団法人北海道軽種馬振興公社 競走関連部
- 14 支払条件
 - (1) 前金払

前金払はしません。

(2) 部分払

部分払はしません。

15 落札者と契約を行わない場合

落札者となった者が暴力団関係者等であること等の理由により、北海道警察からの排除要請があった者とは契約を行わない。

16 契約書作成の要否

必要とする。

17 予定価格等

- (1) 予定価格 事後公表とする。
- (2) 最低制限価格 設定していない。
- (3) 入札の執行回数は原則2回までとする。
- (4) 初度の入札執行時に工事費内訳書(以下「内訳書」という。)の提出を求めることがあるので、内 訳書をあらかじめ作成の上、持参すること。

なお、内訳書の提出を求めた入札において、内訳書の提出がない場合又は内訳書に不備等がある場合は、当該入札は無効となり、また、再度入札を行う場合にあっては、内訳書に不備があった入札者は再度入札に参加できないことになるので注意すること。・

18 その他

- (1) 開札の時において、3に規定する資格を有しない者のした入札、北海道財務規則(昭和45年 北海道規則第30号)第154条各号に掲げる入札及びこの公告に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。
- (2) 建設工事競争入札心得その他関係法令の規定を承知すること。
- (3) この入札の執行は、公開する。
- (4) この入札は、取りやめること又は延期することがある。
- (5) その他入札に関し不明な点は、一般社団法人北海道軽種馬振興公社競走関連部°に照会すること。